

燃料電池商用車普及に向けた水素需要調査業務 公募型プロポーザル実施説明書

第1 業務の目的

国においては、令和5年6月に「水素基本戦略」を改定し、水素社会実現に向け、今後15年間で官民合わせて15兆円を超える投資を行うこととしている。本県においても、国と歩調を合わせ、この投資を県内に取り込むことにより、2050年カーボンニュートラルの実現と本県の経済活性化につなげることができると考えており、水素の利活用にも積極果敢に取り組むことが重要である。

特に、モビリティ分野における水素利活用にあたっては、①ユーザー、②水素供給事業者、③F C V等のメーカーのそれぞれが、十分な供給体制あるいは需要を見込めなければ導入・投資計画が立てにくく、コスト低減も進みにくいという、いわゆる「三すくみ」の状態が課題となっている。この「三すくみ」の状態を打破するためには、L Pガスに比べて水素との価格差が比較的小さいディーゼル燃料を使用し、乗用車より燃料消費量が多い商用車へのF C V導入を進めることが、有効な手段の一つと考えられる。

そこで、奈良県脱炭素戦略においては、リーディングプロジェクトとして「水素製造拠点整備」を位置付け、検討を進めている。これまでの調査により、「郡山IC」付近に水素需要が潜在していること、現在のディーゼル商用車を燃料電池商用車に転換した場合には、将来的に複数の水素ステーションが必要であることが分かっている。

水素ステーション整備にあたっては、事業者の負担軽減を図るため、国の有利な財政支援を活用可能とする「燃料電池商用車普及拡大に向けた重点地域」（以下、「重点地域」という。）に選定される必要がある。

そこで、本業務では、重点地域（準中核地方公共団体）の申請を見据え、その要件の1つである「水素需要のとりまとめ」に必要な情報を整理するため、輸送事業者等を対象としたアンケート調査及びヒアリング調査等を実施する。

第2 一般事項

1 委託業務名

燃料電池商用車普及に向けた水素需要調査業務

2 委託期間

契約締結の翌日から令和9年3月19日まで

3 委託金額

4,983,000円（消費税及び地方消費税を含む。）の範囲内
支払いは委託業務の履行確認後、一括して行う

4 プロポーザルの性格

- ・本プロポーザルは公募型により実施
- ・本プロポーザルは、与えられた条件下において、参加者の調査・企画力を、「提案」を通して評価し委託業者を選定するものであり、調査等の業務は必ずしも委託業者の提案どおりに実施するものではない。

5 問い合わせ先

奈良県 環境森林部 脱炭素・水素社会推進課 脱炭素企画係

〒630-8501 奈良市登大路町 30 奈良県庁舎主棟 2 階

TEL : 0742-27-8031 FAX : 0742-27-5280

E-mail : energy-kankyo@office.pref.nara.lg.jp

第3 業務の内容

1 計画準備

業務実施に際し必要な計画及び準備等を行い、業務計画書を作成する。

2 水素需要調査

(1) 輸送事業者等へのヒアリング（アンケート）調査

郡山 IC 付近の輸送事業者等（150 社程度）を対象として、燃料電池トラック等の導入見込みについてヒアリング（アンケート）調査を実施すること。

(2) 調査結果の評価・分析

上記調査に基づき分析を行い、特定エリアの需要等のとりまとめや需要の将来予測を実施すること。

3 打ち合わせ・協議及び報告書の作成

打ち合わせ・協議は、初回、納入時のほか、必要に応じて適宜実施する。打ち合わせ・協議の内容は、打ち合わせ記録簿として受託者がとりまとめ、発注者及び受託者が確認のうえ、双方が保管するものとする。また、調査結果を報告書として取りまとめる。

第4 参加資格

次に掲げる（1）から（7）のいずれにも該当する者が、この公募型プロポーザルに参加することができます。

（1）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。

（2）奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止措置期間中でない者であること。

（3）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号。以下「新法」という。）第 17 条の規定による更生手続開始の申立て（新法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る新法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条に規定する更生手続開始の申立てを含む。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、新法に基づく更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなすこと。

（4）平成 12 年 3 月 31 日以前に民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）附則第 2 条による廃止前の和議（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条第 1 項の規定による和議開始の申し立てをしていない者であること。

（5）平成 12 年 4 月 1 日以降に民事再生法第 21 条に規定する再生手続開始の申し立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であつ

ても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなすこと。

(6) 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成 7 年 12 月 27 日奈良県告示 425 号）による競争入札参加有資格者のうち、営業種目 Q4（検査・分析・調査業務）で登録している者であること。

(7) 国または地方公共団体と過去 5 年間（令和 3 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日）に、「水素関連計画策定支援業務」又は「水素エネルギー等導入に関する調査業務」の履行実績を有していること。

第 5 参加方法

本プロポーザルへの参加を希望される場合は、参加申込書及び提案書を指定期限までに提出してください。提出方法は、持参または郵送に限ります。郵送による場合は、提出期限必着とし、簡易書留など記録が残る方法で送付してください。

なお、提出された参加申込書等の内容、参加資格について審査し、その結果を通知（企画提案書提出依頼又は非選定通知）します。参加資格を満たさない団体については企画提案書を提出することはできません。

1 参加申込書（様式 1～様式 3）の提出

(1) 提出期間

令和 8 年 7 月 3 日（金）から令和 8 年 7 月 13 日（月）午後 5 時まで

（開庁日のうち、午前 9 時から正午まで、午後 1 時から午後 5 時までの間とします。）

(2) 提出場所

奈良県 環境森林部 脱炭素・水素社会推進課 脱炭素企画係

〒630-8501 奈良市登大路町 30 奈良県庁舎主棟 2 階

(3) 提出方法

持参または郵送に限る。なお郵送の場合は簡易書留など記録が残る方法で送付してください。

(4) 提出書類

・参加申込書【様式 1】 1 部

・事業者概要【様式 2】 1 部

・業務実績【様式 3】（第 4 の (7) に記載の業務について） 1 部

2 提案書の提出

(1) 提出期間

令和 8 年 7 月 3 日（金）から令和 8 年 7 月 27 日（月）午後 5 時まで

（開庁日のうち、午前 9 時から正午まで、午後 1 時から午後 5 時までの間とします。）

(2) 提出場所

奈良県 環境森林部 脱炭素・水素社会推進課 脱炭素企画係

〒630-8501 奈良市登大路町 30 奈良県庁舎主棟 2 階

TEL：0742-27-8031 FAX：0742-27-5280

E-mail：energy-kankyo@office.pref.nara.lg.jp

(3) 提出方法

持参または郵送に限る。なお、郵送の場合は簡易書留など記録が残る方法で送付してください。

い。

(4) 提出書類

- ① 企画提案書（表紙のみ指定様式【様式 4】、その他、A4 用紙 10 ページにまとめること。参考資料の添付可。）

燃料電池商用車普及に向けた水素需要調査業務に係る実施方法に関し、以下の(ア)～(ウ)について、具体的に記載してください。

- (ア) 業務理解度
- (イ) 調査及び評価・分析の手法・進め方
- (ウ) アウトプットのイメージ

- ② 事業者概要【様式 2】

会社名、所在地、設立年月日、資本金、年間売上高、従業員数、主な業務内容等の記載された事業者概要を提出してください。

- ③ 実施体制（様式自由）

業務の実施体制について、管理技術者、担当者等を明記し、各人の過去の業務実績及び所有資格等を記載ください。

- ④ 業務実績【様式 3】

上記「第 4 参加資格」の(7)の業務実績を記載し提出してください。

※評価の対象となりますので、お持ちの実績をすべて記載してください。

- ⑤ 見積書（様式自由、内訳明記）

費用は委託者選定の評価項目とするとともに、契約の参考とします。

(5) 提出部数

上記(4)①～⑤の提出部数については、正 1 部、副 5 部とします。

※正本以外については、提案者を特定することができる内容の記述（具体的な社名やロゴマーク等）を記載しないでください。記載がある場合はその項目を無効とします。

第 6 質問及び回答

1 受付期間

令和 8 年 7 月 3 日（金）から令和 8 年 7 月 9 日（木）午後 5 時まで

（開庁日のうち、午前 9 時から正午まで、午後 1 時から午後 5 時までの間とします。）

2 質問方法

質問書【様式 5】に質問内容を記入し、事前連絡の上、FAX または電子メールにて送付してください（審査の内容に関係しない軽易な質問内容を除き、電話または口頭による質問は受け付けません。）。

3 提出先

第 5. 2. (2) の提出場所と同じ。

4 質問内容に対する回答

質問内容に対する回答は、令和 8 年 7 月 13 日（月）午後 1 時までに、奈良県環境森林部脱炭素・水素社会推進課ホームページに掲載します。

※質問者への個別の回答は行いません。

※公表の際、質問者名は明示しません。

第7 委託事業者の選定

1 プロポーザル選定委員会（以下、選定委員会という。）におけるヒアリングの実施

(1) 開催日時等

参加申込者に対して別途通知します。

(2) 開催方法

対面形式で実施します。

※選定委員会では、事業者の名称を伏せて参加すること。

※選定委員会におけるヒアリングは先に提出された提案書のみにより実施し、その他資料を使用することはできません。

(3) 審査

別表の「燃料電池商用車普及に向けた水素需要調査業務 事業者評価基準」に基づき審査を行い、最も高得点を獲得した者を最優秀提案者として選定します。

(4) 結果通知

審査結果は、全参加者に通知します。

第8 契約の締結

審査の結果、選定された最優秀提案者を受託者とし、業務委託契約を締結します。

契約額は、提案書を参考に、最優秀提案者との協議により業務実施仕様書を確定した後に決定するものとし、契約に際しては、正式の見積書を提出していただくことになります。

なお、この協議が不調に終わった場合には、原則、審査において次点となった参加者を受託者として、同様の手続きを行うこととします。

第9 契約の不締結

最優秀提案者の選定後、契約締結までの間に、最優秀提案者について次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を締結しないものとします。

- 1 最優秀提案者の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- 3 最優秀提案者の役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- 4 最優秀提案者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。

- 5 3及び4に掲げる場合のほか、最優秀提案者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- 6 本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が上記1から5のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- 7 本契約に係る下請契約等に当たって、上記1から5のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（上記6に該当する場合を除く。）において、奈良県が奈良県との契約の相手方に対して下請契約等の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。

第10 契約の解除

契約締結後、契約者について上記「第9 契約の不締結」の1から7までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行にあたって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにも関わらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

なお、上記「第9 契約の不締結」の1、3、4及び5中「最優秀提案者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

また、提案書等の提出書類に虚偽の記載が明らかになった場合、受託者に重大な瑕疵がある場合、業務遂行の意思が認められない場合又は業務遂行能力がないと認められる場合は、契約を解除し、委託先を変更することを妨げないものとします。

第11 留意事項

1 内容の承諾

本プロポーザルに参加する者は、提案書の提出をもって、本説明書の記載内容を承諾したものと見なします。

2 提出書類の返却

提出されたすべての書類は返却しません。なお、これらの書類については、本業務以外の目的では使用しません。

3 提案書の追加、修正等

提出された提案書の差替え及び追加、削除は、理由の如何に関わらず一切認めません。

4 提案等にかかる費用負担

提案書類の作成、提出等に要する費用は各参加者の負担とします。

5 提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- (1) 上記「第4 参加資格」に定めた資格が備わっていないとき。
- (2) 複数の提案書等を提出したとき。
- (3) 提出のあった提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき。
- (4) 提出書類に虚偽又は不正があったとき。

(5) 提案書等の受付期限までに所定の書類が整わなかったとき。

(6) その他不正な行為があったとき。

6 入札参加停止措置の取り扱い

提出書類の提出後、契約締結までの手続期間中に参加者が入札参加停止措置の事由に至った場合は、以後の本件に関する手続きの参加資格を失うものとします。また、該当する者が受託者として特定されている場合は、次順位の者と手続きを行います。

7 提案の辞退

提出書類を提出した後に辞退する場合は、速やかに、上記「第2 一般事項」の「5 問い合わせ先」まで連絡するとともに、書面にて辞退の届け出をしてください。

8 再委託等の禁止

受託者は、業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはなりません。

また、受託者は、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面により発注者の承諾を得なければなりません。この場合において、第三者の責により発注者に損害が生じた場合は、受託者はその損害を賠償しなければなりません。

9 遵守事項

平成 27 年 4 月 1 日に奈良県公契約条例（平成 26 年 7 月奈良県条例第 11 号。以下、「条例」という。）が施行されました。本業務を受注しようとする者は、条例で規定される以下の遵守事項等を理解した上で受注すること。

(1) 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。

(2) 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。

ア 最低賃金法第 4 条第 1 項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第 3 条に規定する最低賃金額（同法第 7 条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第 11 条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。

イ 健康保険法第 48 条の規定による被保険者（同法第 3 条第 4 項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。

ウ 厚生年金保険法第 27 条の規定による被保険者（同条に規定する 70 歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。

エ 雇用保険法第 4 条第 1 項に規定する被保険者について、同法第 7 条の規定による届出を行うこと。

オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第 4 条の 2 第 1 項の規定による届出を行うこと。

(3) 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。

10. その他

その他の定めのない事項については、奈良県契約規則（昭和 39 年 5 月 25 日奈良県規則第 14 号）に従うものとします。

燃料電池商用車普及に向けた水素需要調査業務 事業者評価基準

評価項目		評価基準	配点
(1) 企画提案力 (配点 50 点)	業務理解度	①事業趣旨を的確に捉えているか	10 点
	調査及び評価・分析の手法・進め方	②輸送事業者等への調査の進め方や手法が妥当性のある内容であるか	15 点
		③輸送事業者等への調査結果の評価・分析の進め方や手法が妥当性のある内容であるか	15 点
	アウトプットのイメージ	④具体的な内容を提示しているか	10 点
(2) 業務遂行力 (配点 40 点)	業務実施体制	⑤実施体制の充実度 ・実績を有する人材を配置できるか	15 点
		⑥スケジュール ・適切かつ具体的な工程か	15 点
	業務実績	⑦過去の業務実績 ・十分な実績があるか	10 点
(3) 見積価格 (配点 10 点)		⑧所要経費の効率・妥当性はあるか	10 点
合計			100 点

※各選定委員は、提出書類に基づき、上記の項目について評価する。

※各選定委員の評価点数の総得点が最も高いものを委託（契約）業者とする。ただし、各選定委員の評価点数の総得点が 6 割未満である場合は、契約者として選定しない。

※審査の結果、評価点が同点の場合は、「企画提案力ー業務遂行力ー見積価格」の順で、各選定委員の評価点数の総得点が高いものを委託（契約）業者とする。

※提案者が 1 者の場合は、評価点の総得点が 6 割以上で、かつ契約の相手方として適当であると委員会で承認されたものについては、当該提案者を契約者として選定することとする。